令和7年度 鯖江市一般廃棄物処理実施計画

1 目的

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項および鯖江市廃棄物の減量化、 資源化および適正処理等に関する条例第5条第2項の規定により定めた鯖江市一般廃棄物処理 基本計画に基づき、令和7年度鯖江市一般廃棄物処理実施計画を定める。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 計画目標

左中	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
年度 	実績	実績	実績	見込	目標値
収集量	14, 102 t	12, 479 t	11, 927 t	11, 696 t	11, 330 t
クリーンセンター直接搬入量	9, 355 t	9, 498 t	9, 066 t	8, 890 t	8, 617 t
合計	23, 456 t	21, 977 t	20, 993 t	20, 586 t	19, 947 t
資源化率	11. 7%	14. 6%	13.8%	14. 5%	15. 2%
市民1人1日当たりの排出量	926 g	872 g	838 g	826 g	804 g

令和7年度の目標と数値は、以下のとおりとする。

- ◆ 1人当たりのごみ排出量を804g 以下にする。
- ◆ 資源化率を 15.2% 以上にする。

その目標値での一般廃棄物の種類ごとの排出量等の見込み

			排出量	処 分	資源化
可燃ごみ		家庭系	9, 729 t	9, 729 t	0 t
		事業系	4, 990 t	4, 990 t	0 t
			14, 719 t	14, 719 t	0 t
		家庭系	425 t	208 t	217 t
不燃ごみ	不燃ごみ		233 t	115 t	118 t
			658 t	323 t	335 t
直接搬入	.ごみ	可燃・不燃	3, 252 t	1, 872 t	1, 380 t
	空き缶		139 t	0 t	139 t
資源物	空きびん		303 t	0 t	303 t
	PETボトル		148 t	0 t	148 t
	食品トレイ		13 t	0 t	13 t

	その他プラスチック製容器包装	571 t	0 t	571 t
	廃食用油	10 t	0 t	10 t
	小型電子機器	4 t	0 t	4 t
	容器包装以外のプラスチック類	83 t	0 t	83 t
	計	1, 271 t	0 t	1, 271 t
	乾電池類	19 t	0 t	19 t
有害物	スプレ一缶	21 t	0 t	21 t
有音物	蛍光灯	8 t	0 t	8 t
	計	48 t	0 t	48 t
合計		19, 948 t	16, 914 t	3, 034 t

4 市民、事業者、行政の連携・協働によるごみ減量化・資源化の推進 市は、市民および事業者などに対し、ごみの減量化・資源化に関して意識の啓発を図るため、 次の項目について実施する。

(1) ごみの減量化

項目	取り組み内容	時期等
① 食べ残し、手つかず食品の防止啓発	イベント時に食べきり運動の PR	随時
	啓発グッズの販売	
② 生ごみたい肥化の普及	生ごみのたい肥について広報で啓発	随時
③ごみ減量化に向けた出前講座の開催	分別出前講座の開催	随時
④事業系ごみの減量化の推進	生ごみの水切りや紙類の分別徹底	随時
	食品ロス削減の推進	

(2) 資源化の促進 (再利用)

①資源物の分別排出の啓発	ごみ分別出前講座の開催	随時
②燃やすごみの組成調査	組成調査を行う	10 月
③イベント開催によるごみ減量化・資源化	分別排出の啓発	随時
	マイはし、マイお椀運動の推進	

(3) 環境教育

①リサイクル施設見学会の開催	夏休み親子リサイクル施設見学会の開催 区長を対象にしたリサイクル施設見学会 の開催	7~8 月 6 月
②ごみの減量・資源化の環境学習の実施	雑紙回収の出前講座の実施	随時
③こどもエコクラブ活動	資源循環に関する活動の推進	随時

5 収集運搬計画

(1) 収集方法

燃やすごみ 指定袋

② 燃えないごみ 専用プラスチック容器(前日に容器配置)

③ 資源物 専用プラスチック容器(前日に容器配置)

(廃食用油は、200のポリ容器に排出)

④ 有害物 専用プラスチック容器(前日に容器配置)

⑤ 大型ごみ 自己搬入または戸別有料収集

⑥ 特定家電製品 家電小売店および許可業者が有料収集

⑦ パソコン類 自己搬入、パソコンメーカー・パソコン3R推進協会に申し込む

⑧ 小型電子機器 専用ボックス容器(拠点に常時設置)

(2) 収集体制

(1)ステーション収集は、委託業者により収集する。

②事業系一般廃棄物、大型ごみ、家電リサイクル法対象物は、現在、収集運搬の許可を出している事業者により収集する。

(3) 収集回数

- ① 燃やすごみ・・・週2回(町内別に、月と木または火と金、祝日を含む)
- ② 資源物・燃えないごみ・有害物
 - ・・週1回(町内により、火、水、木、金、ただし、祝日を除く)
- ③ 資源物 (廃食用油) ・・・月1回の収集 (町内ごとに資源物収集日に指定)
- ④ 大型ごみ・・・許可業者が戸別有料収集または排出者の直接搬入
- ⑤ 資源物(小型家電)・・・市内 10 箇所に設置した回収ボックスに排出された小型家電類を 定量貯留時に市直営または委託収集
- ⑥ 年末年始におけるステーション収集・・・ 燃やすごみについては、年末は12月30日(火)まで、年始は1月5日(月)から収集 資源物・燃えないごみ・有害物については、年末は12月26日(金)まで、年始は1月6 日(火)から収集

(4) 事業系ごみ

事業者と廃棄物収集運搬許可業者との直接契約による収集または事業者の直接搬入

6 処分計画

- (1) 一般家庭から排出される一般廃棄物
 - ① 「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「有害物」 鯖江広域衛生施設組合に搬入して全量を処理
 - ② 「資源物(小型電子機器除く)」 民間の処理業者に引き渡し後、再生利用
 - ③ 「大型ごみ」

鯖江広域衛生施設組合に搬入して処理

- ④ 「特定家電製品」指定引取場所に搬入後、再生利用
- ⑤ 「パソコン類」

民間の処理業者に引き渡し後、再生利用 鯖江広域衛生施設組合に搬入して処理

- ⑥ 「小型電子機器」国の認定事業者に引き渡し後、再生利用
- (2) 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物 鯖江広域衛生施設組合に搬入して処理
- (3) 動物の死体 民間の処理施設に搬入して処理
- (4) 収集しない一般廃棄物 排出者の責任において、専門処理業者に委託する等により適正に処理

(5) 処理方法

		処 分 方 法	処 理 主 体
	可燃ごみ	焼却・埋立て	鯖江広域衛生施設組合
	不 燃 ご み	破砕・選別後、業者引渡し、ま たは焼却、埋立て	鯖江広域衛生施設組合
	空き缶	圧縮梱包後、処理業者に引き 渡し(売却)	鯖江市(民間委託)
	空きびん	選別後、処理業者に引き渡し	鯖江市(民間委託)
	PETボトル	圧縮梱包後、(財) 日本容器包 装リサイクル協会に引き渡し	鯖江市(民間委託)
資源物	食品トレイ	圧縮梱包後、(財) 日本容器包 装リサイクル協会に引き渡し	鯖江市(民間委託)
	その他プラスチック製 容器包装	圧縮梱包後、(財) 日本容器包 装リサイクル協会に引き渡し	鯖江市(民間委託)
	容器包装以外のプラス チック類	処理業者に引き渡し	鯖江市(民間委託)
	廃食用油	処理業者に引き渡し 飼料用添加物として活用	鯖江市(民間委託)
	小型電子機器	処理業者に引き渡し	鯖江市(民間委託)
	充電式電池を含む製品	処理業者に引き渡し	鯖江市(民間委託)
+	乾電池類	処理業者に引き渡し	鯖江広域衛生施設組合
有害	スプレー缶	破砕・選別後、業者引渡し、ま たは焼却、埋立て	鯖江広域衛生施設組合
物	蛍光灯	処理業者に引き渡し	鯖江広域衛生施設組合
	大型ごみ	再生利用または破砕・選別後、 焼却、埋立て	鯖江広域衛生施設組合

(6) 再生利用方法

資源物の種類		再生利用方法等	処理ルート	
空き缶	スチール	スチールペレット	委託業者→再生業者	
도근파	アルミ	アルミ缶等	委託業者→再生業者	
空きびん		びん・ガラス製品の原材料	委託業者→再生業者	
PETボトル		再製ファイバー(綿)	委託業者→指定法人	
食品トレイ		食品トレイ、幼児用教材	委託業者→指定法人	
その他プラスチック	製容器包装	石油化学原料	委託業者→指定法人	
容器包装以外のプラスチック類		RPF(固形燃料)の原材 料	委託業者→再生業者	
廃食用油		飼料用添加物	委託業者→再生業者	
小型電子機器		アルミ、貴金属、レアメタル等	委託業者→再生業者	
充電式電池を含む製品		アルミ、貴金属、レアメタル等	委託業者→再生業者	
乾電池類		電子部品の材料	委託業者→鯖江クリー ンセンター→再生業者	
スプレー缶		スチール、アルミの回収	委託業者→鯖江クリー ンセンター→再生業者	
蛍光灯		水銀の回収とガラス再利用	委託業者→鯖江クリー ンセンター→再生業者	
木くず		燃料等	許可業者→再生業者	